

# 板橋区保育園父母の会連絡協議会規約

第1条 この会は、板橋区保育園父母の会連絡協議会（略称 板橋父母連）と称し、つぎの会員をもって構成する。

- (1) 区内の公立、私立保育園の父母の会、および父母（個人会員）。
- (2) 区内の無認可保育園の父母（個人会員）。
- (3) 保育所の果たす役割を理解し、父母連の活動に協力する個人（協力会員）。

第2条 この会は、会員相互の協力と総意にもとづいた取り組みを通じて、地域に根ざした良い保育をめざすことを目的とする。この目的を達成するために、全区的運動に責任を持つ父母連の活動と共にブロック別の強化をはかる。

第3条 この会はずぎの事業活動をおこなう。

- (1) 会報や資料などの発行・収集。
- (2) 交流会や学習会などの開催。
- (3) 国や都・区に対する請願・陳情活動。
- (4) 保育要求実現のために必要な活動。
- (5) 父母の会づくりをもとに加盟父母の会・個人会員・協力会員の拡大。
- (6) 会員相互の親睦。

第4条 この会の機関は、つぎのとおりとする。

- (1) 総会は、この会の最高決議機関であり、最低年1回役員会が招集し、加盟会員をもって構成する。
- (2) 代表者会議は、加盟父母の会代表および個人会員、協力会員をもって構成し、役員会がこれを招集する。必要な時には顧問の出席を求めることができる。
- (3) 役員会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計、幹事をもって構成し、会長がこれを招集する。

第5条 役員は、会長1名、副会長若干名、事務局長1名、会計1名、事務局次長1名、幹事若干名、会計監査1名とし、また必要な時には、顧問（若干名）をおくことができる。役員の任期は総会から次期総会までとする。

第6条 役員は、総会において選出される。ただし、再任を妨げない。

第7条 この会の会費は年額とし次のとおりとする。

- (1) 単位父母会は、加盟世帯数×10円×12カ月を基本とする。ただし、単位父母会の世帯あたり年会費が2000円未満の場合、減額することができる。減額会費の算出方法は加盟世帯数×世帯あたり年会費×0.06とし、単位父母会あたり年額2000円を下限とする。
- (2) 個人会員・協力会員は1000円（運営資料代を含む）とする。

第8条 この会の会計年度は、総会から次期総会までとする。

第9条 この規約は、1978年12月16日より施行する。

付則1 この規約改正は1990年9月22日より施行する。

付則2 この規約改正は1994年9月18日より施行する。

付則3 この規約改正は2007年6月3日より施行する。